

## 情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第8回）議事概要

日時：2019年2月12日（火）10時00分～12時00分

場所：総務省 11階会議室

構成員） 宍戸座長、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、  
高口構成員、立谷構成員、長田構成員、江島構成員代理、古谷構成員、真野構成員、  
美馬構成員、森構成員、森下構成員、森田構成員、吉澤構成員、若目田構成員

説明員） 三菱UFJ信託銀行（株）、（株）日立製作所、さいたま市、

（一社）おもてなしICT協議会／（一社）美園タウンマネジメント、

国際大学 GLOCOM／Open Knowledge Japan

オブザーバー） 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、

個人情報保護委員会

事務局） 総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料8-1「情報信託プラットフォーム【DPRIME（ディープライム）】」について三菱UFJ信託銀行 伊藤氏より説明。

□資料8-2「株式会社マイデータ・インテリジェンス事業のご紹介」について森田構成員より説明。

□資料8-3「情報銀行に係る日立の実証実験について」について日立製作所 向氏より説明。

□資料8-4「おもてなしICT協議会 さいたま市・（一社）美園タウンマネジメントの取り組み」についておもてなしICT協議会 西氏、さいたま市 下田氏より説明。

□資料8-5「利用者基点で考える情報銀行について」について国際大学 GLOCOM 准教授／Open Knowledge Japan 代表理事 庄司氏より説明。

□意見交換

<今後の検討内容>

●「情報銀行ってどういうビジネスなんですか」と色々な事業者から言われるが、個人データを集めて個人のために使うという MyData 的なサービスが今後期待される中で、情報銀行の認定としての定義と外面的な定義をする必要がある。事業者だけでなく事業も認定対象になるため、どういうものが情報銀行事業なのか、情報銀行事業ではないのかというものをきちんと定義しなければならない。第三者から集めたデータをそのまま提供する場合、自社で加工して個人情報として提供する場合、加工して統計情報として提供する場合など、既に別事業で収集した個人データを扱う場合と自社で新たに収集したデータというところでも対応が異なってくる。情報提供はしないけれど信託対象のデータを使用して何かをするサービスも情報銀行事業なのか、という点もきちんと整理すべき。

●情報銀行事業が拡大して情報やお金が回って、さらに安全なものに強化できることも必要だが、全体を認定基準に盛り込むよりは、事業として拡大するためやマネタイズするため

の課題を検証に入れるべき。

- 大原則として、情報は私有財とは大きく異なる性質であることを頭に入れておきたい。
- 生活者に対して、各情報銀行がどのようなサービスをしているかが一瞥できて見比べられることが必要。この場の議論のすべてを認定スキームに入れるというよりも、今の視点のようなものをどう盛り込んでいくかというところを判断したい。情報銀行事業の型自体を決めていくのではなく、大元のコンセプトが何か考えていきたい。
- 検討しなければならないことで難しい点としては、匿名加工情報や統計情報などを提供する場合の考え方、その提供先のプライバシーマークや ISMS 認証取得といった条件を残す必要があるかという点である。

<個人情報 の 価格 について>

- 情報提供先に対する提供価格を個人ごとに変えてもいいのか。個人ごとに価格を変える場合、情報銀行は個人が主体で個人の情報を提供すると考えていることに対して、企業が主体で企業が価格を決定していることになってしまい、これは情報銀行の理念と異なるのではないか。一人の持っている情報を複数企業が使うことができ、その中で競争が起こるメリットもある一方、使い方を間違えると値段が下落したり、情報を持っていれば持っている人ほど多くの企業に情報を提供することができて個人の差を生むのではないかと感じる。
- 当社の実験では、情報価値によって個人が差別されてしまうことに対する懸念が指摘された。ただ、市場の原理により、価格が変わることは致し方ないとも考える。
- 情報銀行は民間におけるサービス事業であるため、競争性があってもよい。大事なことはその価格を受け入れるのか、受け入れないのかという選択肢を個人がちゃんと持てるか、持てないかである。原則としては、個人がその価格や対価を許諾できるのかどうかについてのちゃんとした権利があるかどうか、差別的な取扱いという意味においては、競争なので当然ながら金額や対価の多寡というのは変わってくる。各事業者が明確なルールを持って、その都度の裁量が大きく変わることがないようにするルールを認定基準の中で盛り込んで欲しい。
- 事業者の立場からは、安く仕入れて高く売るとというのが原則で、今後、情報銀行間同士の競争は当然予想される。その過程において、銀行や通信会社や色々な事業者ごとに持っている価値観を押していくため、個人の価値は変わっていき、値段が異なってくる。そのようなことも含めて、情報銀行は、何が起こるか、何がリスクなのか、何か起こった場合にはどのような補償があるか等を個人に告知する義務を持つべき。一方、個人が情報を提供した対価として何らかのものをもたらす際、事業者側はその支払い方も考える必要がある。
- 情報の価値は時代や内容、対象で大きく変わるため、それに応じた価格が提示されるべき。個人側も企業が違えば供給しても良いと思う価格は変わる。ただし、提供が嫌ならやめる、他のサービスに移行するというを実現することは難しい。同意を撤回した時点で既に使われてしまったデータを提供先まで全て精査することは難しく、自分のデータが広く使われてしまいやめにくくなり価格が下がることは仕方のない状況になってしまう。価格が何かを定めるというよりは、どの程度撤回できることを担保するか、あるいは同意の撤回とポ

ータビリティのバランスなど、情報銀行間の競争に注視して一定程度どのような価格の状況になっているか注視するスタンスが望ましい。

●価格設定を拘束する必要はないが、価格の設定について利用者への情報の開示は重要。また、いくつかの情報銀行の乗り換えができることも重要で、可能な範囲で持ち運びができる形が利用者にとって利便がいい。同意の撤回については、個人がその他の人との関係性がある場合やサービス提供に必要なになる可能性もあり、申し出があれば全て一律に停止させるということは難しいと思う。

●企業側でコントロールできる部分を残さないと市場は機能しないが、消費者が最終的に決断をすることを担保に、その範囲内で企業が自由にある程度価格を設定できること、また、どのように設定しているのか透明性を持って情報銀行のビジネスは成り立つのではないか。

●データの価格は検討会で議論して決めるべきことではなく、それぞれの事業者が考えていく領域である。

<情報銀行は企業主体か個人主体か>

●個人が提供したいと考えている情報について提供元が提供を拒む場合、企業基点ではなく個人基点にすべきである。情報銀行は個人基点・個人主体とされているものの、認定基準としては個人向きに行っているものなのか企業向きに行っているものなのかわからないため、定義の部分から企業主体か個人主体か明確にするべき。

●フィンテックにおいても、利用者のためか事業者のためかという話がある。基本的には情報銀行は個人側に立つスタンスと思っていたが、現時点で明確に決まっていなかったことあると思われるので、今後議論していきたい。

●企業側の立場では、企業基点で収集したデータが競合先にまで渡らないようにしていかなければならないという企業のプライバシーの観点も課題である。生活者のプライバシーをいかに守るかは重要だが、企業のプライバシーも同時に設計していかなければならない。

<情報の特定について>

●歩行データのような蓄積されたデータではなく、時々刻々と発生するデータについて、基本的にデータの特定に関しては全て過去のデータを対象とする。個人との信託が発生した時点で、個人の方が蓄積しているデータが信託の対象となる。つまり次第、その断面で信託行為が発生するという形になる。

●情報銀行が認められた段階あるいは個人での契約が発生した段階において、既に所有している情報をどうするのか、それ以降に所有する情報をどうするのか、常に時勢の問題を考えていかないと不安や不満は解消しない。

●第三者からデータを受け取る際に、どのように本人の特定を行っているのかあるいは同意の確認を行っているのかは情報銀行ビジネスで重要なところ。

<個人のコントラビリティについて>

●個人が情報をコントロールするためには情報が必要であり、一般的にはサービス内容や

対価、提供先といった情報が提供されると思うが、個人が適切に安心して判断するためには、契約前、契約時、アクション時など、様々な場面で必要な情報が提供されなければならない。

●銀行は審査機能を持っており、実際にデータをお渡しする事業者についてはデータの取扱管理、セキュリティといったものを徹底的に審査してここなら渡せるだろうという事業者とだけ契約を行う。この契約の概要は、伝えられる範囲でデータを提供する個人に使用目的も含めて開示をする。その上で、さらに個人がデータを信託するに当たって必要となる情報があれば随時検討するスタンスである。

●日立製作所の取組では、個人のコントローラビリティを実現するために、どこの情報提供元からどのデータ項目を情報銀行に集めるのかという情報提供元の設定をコントロールできる機能、どこにデータを提供するのかという提供先の選択機能、実際にデータを提供した履歴を閲覧できる機能、情報銀行が預かっているデータを個人に対して機械判読可能な形で取り出すことができる機能を実装している。データ提供先の選択に当たっては、個人が会社名や必要としているデータ項目を閲覧でき、事前に確認した上で選択できる機能を入れている。

●さいたま市の取組では、個人のコントローラビリティを実現するため、利用申込書の利用規約で定めさせていただくとともに、市民が幅広く閲覧できるよう、ホームページにどのような企業にはどのような情報が渡り、そのベネフィットは何かということを掲載している。しかし、モニターの中には ICT リテラシーが低い高齢者が多いことから、対象地区の核になっているイオン浦和美園店に常設の相談コーナーも設けている。

●個人と情報銀行間の仕様、共通化といったことは考えられないか。万が一問題が起きた場合の救済の仕組みはないのか。

●個人が色々な情報銀行を利用していくようになると、情報銀行間でのデータポータビリティが実現すると良い。データポータビリティを実現するためには、民間の競争ベースであるため必ずしも統一することはできないと思うが、データ項目名やデータ項目の概念、実際そのデータ項目を受け渡すフォーマットの仕様等を可能な範囲で共通化していくことが個人の方へのベネフィットとなる。

●例えば、提供先においてデータの不正利用や漏えいがあった場合、認定基準にも記載があるが、情報銀行事業者が一義的な説明責任を負うとともに、情報銀行事業者で一旦は損害賠償のような形を受けることを個人向けの契約書に記載している。

●MyData を GDPR と関連させると、GDPR が保護であるとする、MyData は活用するということで、自分の情報を自分自身で活用して自分自身をエンパワーメントする。例えば、発展途上国の場合、自分自身を証明する術がない国が多くあるが、そういう人たちにとって自分自身がこういう人であるということをアイデンティティ管理できるような仕組みにもなるということ。さらに、自分自身で集めたデータから自分自身のデータを可視化して自己理解することにより、事業者基点ではなく個人基点でより良い意思決定をすることもでき、健康習慣の支援などが MyData のサービスとして類型化されている。

●個人がデータを提供することに伴うリスクが何なのか、それを我々がよくわかっているのか、どこまで説明できるかという点は1つの課題である。

以上